

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(姫路労働会館会場)のご案内

兵庫労働局長登録教習機関 (兵労基衛登録第3号)

(一社) 兵庫労働基準連合会 登録期間2024年3月30日

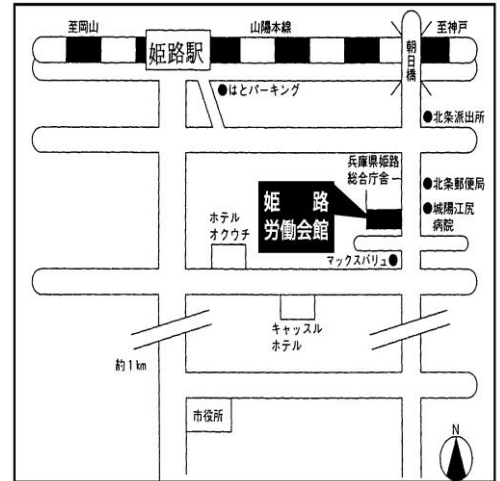
開催日時

回	臨時①回	臨時②回	第3回	第6回	臨時③回
年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年
月日	4月25日(月) 4月26日(火)	5月9日(月) 5月10日(火)	5月19日(木) 5月20日(金)	6月13日(月) 6月14日(火)	6月23日(木) 6月24日(金)
開催地	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館
受付日	1月6日(木)	随時			随時

回	臨時4回	臨時⑥回	第11回	臨時⑦回	第17回	
年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	
月日	6月29日(水) 6月30日(木)	8月8日(月) 8月9日(火)	8月24日(水) 8月25日(木)	9月12日(月) 9月13日(火)	11月21日(月) 11月22日(火)	
開催地	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館	姫路労働会館	
受付日	随時	随時		5月10日(火)		

姫路会場 (姫路労働会館) <受付開始時間: 8時30分~>

- 1 開始時刻 9時20分
- 2 場所 兵庫県立 姫路労働会館  
姫路市北条1丁目98
- 3 注意事項  
姫路総合庁舎、マックスバリューには駐車できません。



- 1 受講資格 満18歳以上の者
- 2 定員 概ね100名
- 3 申込方法 web予約システムにて申してください。(午前10時受付開始)  
臨時開催以外 の申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日) 午前10時
- 4 受講料等
  - (1) 受講料 ￥11,000 (消費税含む)  
テキスト代 ￥1,980 (消費税含む) テキストは初日に配布します。合計 ￥12,980-
  - (2) 銀行振込となります。(写真のアップロード後、振込先を記載した予約完了メールが届きます。)  
※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則7日前まで)については  
連合会ホームページをご覧ください。
- 5 受講上の留意事項
  - ア 受講者は、受講票、筆記具(HBの鉛筆又はシャープペンシル、ボールペン、消しゴム)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。
  - イ 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了試験を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。
  - ウ 提出いただいた個人情報は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。
- 6 講習科目及び時間割 <受付開始時間: 8時30分~> 別紙の通り

6 講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）＜受付開始時間：8時30分～＞

	時刻	科目	備考
1 日 目	9：20～9：30	講習内容説明	
	9：30～12：10	作業環境の改善	10分休憩含む
	12：10～13：00	昼食	50分間
	13：00～14：30	作業環境の改善	
	14：30～14：40	休憩	10分休憩
	14：40～16：40	関係法令	
2 日 目	9：15～ 9：20	説明	
	9：20～11：20	保護具	
	11：20～11：30	休憩	10分休憩
	11：30～12：30	健康障害と予防措置	
	12：30～13：20	昼食	50分間
	13：20～16：30	健康障害と予防措置	10分休憩含む
	16：30～16：40	休憩	10分休憩
	16：40～	修了試験	60分間

## 受講案内書別紙

### 技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

#### Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

##### ① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい。

戸籍上の名前が神戸 太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫 太郎の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

##### ② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

#### 受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web 受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただきますこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

078-231-6903